

令和3年度第2回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会・会議録

《開催概要》

■開催日時

令和3年10月8日（金） 午後5時から午後6時30分まで

■開催場所

さいたま市市民活動サポートセンター 北ラウンジ

■出席者名

□委員

井出哲由、三島由香、小島文一、山田洋、高橋司、広川陽子、佐野尚子、朝霧紀美江、島田正次、福島康仁、石田晶義、金子貴之

□事務局

金子芳久、橘一郎、平田知圭、杉浦和幸

□公益財団法人さいたま市文化振興事業団

井藤秀文

■欠席者名

□委員

清宮輝雄、藤本裕子、玉岡積子、永沢映、織田真由美

■議題及び公開又は非公開の別

□議題

- ・市民活動サポートセンターの新たな取組について
- ・利用者からの意見

□公開又は非公開の別

公開

■傍聴者の数

1名

■審議した内容

- ・市民活動サポートセンターの新たな取組について
- ・利用者からの意見

■問合せ先

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 電話番号：813-6403

■次第

1 開会

2 議事

- (1) 市民活動サポートセンターの新たな取組について
- (2) 利用者からの意見

3 報告

- (1) 実施事業について

4 閉会

《会議録本文》

1 開会

座長： それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和3年度第2回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会を開催したいと存じます。まず初めに、事務局よりご報告をお願いします。

事務局： はい。まず新たな委員について報告をさせていただきます。市民活動サポートセンターの指定管理者である文化振興事業団において人事異動があり、今回の会議より金子貴之館長に参加していただくこととなりました。それでは、金子館長、一言ご挨拶をお願いします。

金子： ただいまご紹介いただきました、市民活動サポートセンター館長の金子貴之でございます。7月15日付け人事異動で市民活動サポートセンターに着任しました。私共はこれまで、文化施設やコミュニティセンター等の管理運営をさせていただく中で、市民文化の向上、地域コミュニティの推進に従事してまいりました。市民活動サポートセンターの業務については、まだ駆け出しではございますが、市民活動に関する理解を深め、情報提供や交流、活動の場の提供等の中間支援を行えるよう、精一杯努めてまいりたいと考えております。どうぞ温かい目でご指導いただければと思います。本日はよろしく申し上げます。

座長： ありがとうございます。

次に、事務局より、本日の出欠状況と傍聴希望者の報告をお願いいたします。

事務局： はい。本日の出欠状況ですが、清宮委員、藤本委員、永沢委員、織田委員より、欠席の連絡を受けております。また、朝霧委員より、少し送れるとの連絡を受けております。

また、現在傍聴希望者はお見えになっておりませんが、本日の会議では、不開示情報にあたる個人情報の取扱い等もありませんので、公開とするということによろしいでしょうか。

座長： 皆さん、よろしいですか。

それでは、現在のところ傍聴希望者はおりませんが、会議途中の傍聴につきましても、会議運営上、問題がないかぎり、随時許可したいと思います。

続いて、事務局より、会議資料の確認をお願いいたします。

事務局： はい。それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちいただいておりますでしょうか。

では、確認させていただきます。

まず、「次第」。次に、「委員名簿」。続きまして、資料1「市民活動サポートセンターの新たな取組について」、資料2「利用者からの意見」、資料3「ニュースレター」、資料4「初歩からはじめる「動画編集講座」について」、資料5「ショートムービー作成講座について」、資料6「「コミセンまつり」マッチングについて」、資料7「(案) 1からわかる助成金・補助金講座について」、資料8「(案) 人が集まる企画とチラシの作り方講座について」、最後に資料9「さいたま市市民活動サポートセンター利用状況」、となっております。

本日の資料は以上となります。過不足等がございましたら、手を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2 議事

(1) 市民活動サポートセンターの新たな取組について

座長： それでは、次第に沿って進めて参りたいと思います。

まず、次第の「2 (1) 市民活動サポートセンターの新たな取組について」ですが、1つの議事の中に「オンライン会議室の貸出について」と「市民活動サポートセンター“オンライン”フェスティバルの開催について」の2点が含まれており、長くなりますので、前半後半に分けて進行したいと思います。それでは、まずは前半の「オンライン会議室の貸出について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは次第2の議事(1)市民活動サポートセンターの新たな取組について、説明させていただきます。

まず、オンライン会議室の貸出について、説明させていただきます。

コロナ禍により、市民活動サポートセンターの利用者数の減少や、サポートセンターへのチラシの配置数の減少などから、市民活動団体の活動の縮小・自粛が続いているものと考えられます。

また、市民活動サポートセンターの役割の一つである「活動の場の提供」においても、どのような支援や対策が行えるかが課題となっています。

このような状況下で、市民活動サポートセンターでは、オンラインを活用した市民活動への支援が必要不可欠であると考えています。

前回の運営協議会で、今年度は、コロナ禍がもたらす新しい生活様式への転換を踏まえ、オンラインを活用した市民活動の活性化を図るための、新しい支援に取り組んでいきたいと説明させていただきました。

本日の運営協議会では、「オンライン会議室の貸出し」と、「市民活動サポートセンター“オンライン”フェスティバル」の2点について、議事に上げさせていただきました。まずは、「オンライン会議室の貸出し」について説明します。

それでは、お手元に資料1をご用意ください。

Z o o mを利用したオンライン会議が一般化してきましたが、無料版のZ o o mを利用した場合、40分毎に接続し直す必要があるため、市民活動団体から、有料版のZ o o mの貸出しについて要望が寄せられています。

市民活動サポートセンターにおいても、Z o o mの貸出しを行うことで、活動の場が限定されることの緩和とともに、感染症対策の面においても新たな活動の一助となることを目的に、検討を進め、課題を整理いたしました。

まず、どのように市民活動団体に利用していただくかという点についてですが、Z o o m会議の設定は、市民活動サポートセンターが行うこととし、会議当日の運営は、市民活動団体をお願いすることとしました。そのため、利用団体の代表者に、Z o o m会議のホスト権限を付与することとし、会議を運営していただきます。

また、市民活動以外での「なりすまし」利用や、Z o o mに関するサポートについてですが、資料1の中ほど、「オンライン会議室のイメージ」にまとめさせていただきましたが、オンライン会議を開催したい市民活動団体のメンバーの中から、一人の方をホスト担当者として決めていただき、会議当日に市民活動サポートセンターにお越しいただいて、市民活動サポートセンターから会議に参加していただきます。

実際の手続きについては、以上の結果などをふまえ、資料の下側、「オンライン会議室の利用までの流れ」にまとめました。

まず、市民活動団体が、市民活動サポートセンターに、オンライン会議室貸出の利用の申込を行います。オンライン会議室の貸出は、ラウンジ利用とのセットとして取扱い、ラウンジ同様、利用希望日の1週間前からの受付とします。

市民活動サポートセンターは、オンライン会議室の予約を受付、Z o o m会議の日時の設定を行った後、Z o o m会議を開催するためのIDとパスワードを、市民活動団体の担当者にお知らせします。

市民活動団体の担当者は、受け取ったIDとパスワードを、事前に会議のメンバーに通知します。

会議の当日になりましたら、市民活動団体のホスト担当者に市民活動サポートセンターにお越しいただき、会議の進行等を行っていただきます。

最後に、資料の一番下、「オンライン会議室貸出のための最低限の取り決め」をご覧ください。

ただいまご説明した内容と重複しますが、オンライン会議室の貸出しを行うにあたり、最低限の取り決めとして、3点挙げさせていただきました。

1点目として、オンライン会議なのに、ホスト担当者の方は市民活動サポートセンターに来なければならないとした理由は、先ほども申し上げましたとおり、市民活動以外でのなりすまし利用の防止や、操作上のトラブルがあった際の対応などを見据えたものです。

また、2点目として、当面の間はラウンジ同様に利用希望日の1週間前からの予約とし、1回の利用は1団体3時間までとすること。

3点目として、利用できる時間帯は市民活動サポートセンターの開館時間である、朝9時から夜9時30分までという運用で開始すること。

まずは、以上のルールで、暫定的ではありますが、貸出を行っていきたいと考えています。その中で、利用状況や利用方法について御意見を伺いながら、運用を見直していきたいと考えています。

説明は以上となりますが、委員の皆様には、市民活動サポートセンターでの貸出方法やルールなどについて、また、オンライン会議を運営する上で必要と感じている支援や、課題と感じている事などについて、ご自身の活動の経験や実情等を踏まえ、御意見をいただければと思います。

私からの説明は以上です。

座長： はい、ありがとうございました。資料1に基づき、「オンライン会議室の貸出について」、事務局から説明がありましたが、委員の皆様は活動の経験や現在の活動状況を踏まえて、積極的に御質問や御意見等をいただければと思います。

小島： 例えば、市民活動団体が講座でZ o o mを利用することもあると思いますが、そういった利用方法は想定されているのでしょうか。そういった利用もできるのであれば、予約が利用の1週間前からというのは、周知期間等を考えると、少し期間が短いように思います。私たちの団体の会合では1週間前に会議の案内を送付していますが、参加人数が多い場合、もう少し予約から利用当日までの日程に余裕がほしいように思います。

事務局： 1点目は、講師としてオンライン講座の配信をするような場合を想定しているのだと思いま

すが、オンライン会議室の貸出しを始めるにあたり、どのような需要があるのかがまだ見えていないという面がありますので、まずはオンライン会議室を利用させていただいて、御意見を伺いながら、運用を見直していきたいと考えています。

2点目は、予約が利用の1週間前からでは、利用日までの期間が短いため利用しにくいのではないかとありますが、サポートのために1名の方に市民活動サポートセンターにお越しいただきラウンジでオンライン会議室を利用させていただきますが、ラウンジの予約が利用の1週間前からですので、短いとは思いますが、ラウンジの予約と合わせて1週間前とさせていただいたところです。

1点目の話に戻りますが、通常は会議で使用することを想定しておりますが、セミナーの講師としての利用希望が多いようであれば、市民活動サポートセンター内に配信用のブースのような場所を設置する必要もあるのではないかと検討しているところです。

座長： 予約が1週間前からだと周知期間が短くなってしまいますが、ラウンジを利用する場合、1週間前からの予約で利用させていただいているため、ラウンジの予約に合わせたという説明がありました。まずは、この条件で実施してみて、不都合があれば、予約期間を前倒しすることも含めて見直していくということです。

小島： なりすまし利用の防止やサポートのために、ホスト担当者は市民活動サポートセンターで利用とのことですが、各区役所のコミュニティ課で利用させてもらうことはできないでしょうか。区のコミュニティ課の方と、Twitterの講座やパワーポイントで動画を作る講座が実施できればと考えているのですが、そういった利用の拡大については期待できますでしょうか。

事務局： オンライン支援と言いながら市民活動サポートセンターに来ていただくのはいかがなものかという思いもあり、検討を重ねましたが、サポートをするにも、ご利用の端末によってキーの配置が違う等、離れた状態で適格なサポートをするのは難しいということもあり、まずは来ていただきたいと考えております。中には、サポートはいらないという方もいらっしゃるでしょうし、なりすまし利用を防ぐ手段があれば、ホストキーを伝えてご自身で設定していただければ、こちらに来ていただく必要もなくなりますので、将来的には来館せずに利用できる方法も必要だとは思いますが、まずは使い勝手やどういう方法ならもっと使いやすいかといった点を含め、御意見を伺いながら検討し、暫定運用で始めさせていただければと考えています。

小島： 市民活動サポートセンターでホスト担当者がオンライン会議室を利用する際は、市民活動サポートセンターのデバイスを利用するのでしょうか。それとも、自分でデバイスを持参するのでしょうか。

事務局： 基本的にホスト担当者はパソコンのみ利用可とすることを想定しております。使い慣れた端末を持ち込んでいただくことも可能ですが、市民活動サポートセンターでもお使いいただける端末を1台確保したいと考えています。

小島： まずは貸与を想定しているということですね。セキュリティ面を考えてということでしょうか。

事務局： はい。また、ホスト担当者の利用をパソコンのみにすると、パソコンをお持ちでない方はホスト担当者になることができないということになりますので、そういった意味でも貸出し用のパソコンを1台確保して使っていただこうと考えています。

座長： まずは、市民活動サポートセンターでサポートの実績を積み上げていくということかと思えます。

Z o o m利用のトラブルという、私はもう1年以上Z o o mを利用して講義をしており、すっかり慣れたと思っていたのですが、本日利用する際に設定方法を間違えてしまいました。Z o o mのサポートというの、なかなか難しい面があるかと思えます。まずは市民活動サポートセンターでサポートの技術を積み上げていく段階ということですが、いずれは市民活動サポートセンターに来なくても利用できるような体制になるのが望ましいかと思えます。今後ウィズコロナの中で、オンラインを活用した運営方法は残っていくと思えますので、コロナ禍の間だけでなく、取り組んでいただければと思えます。

他に御意見はありませんか。

では続いて、(仮称) 令和3年度さいたま市市民活動サポートセンター“オンライン”フェスティバルの開催について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、(仮称) 令和3年度さいたま市市民活動サポートセンター“オンライン”フェスティバルの開催について、説明させていただきます。

資料1の2枚目をご覧ください。

市民活動サポートセンターフェスティバルについては、前回の運営協議会で、①オンラインのスキルアップを目的としたセミナーやイベントを開催することで、市民活動団体がコロナ禍でも活発に活動できるよう支援を行うとともに、セミナーで学んだ知識や技術を活用していただき、毎年3月に開催している市民活動サポートセンターフェスティバルの、オンラインでの開催につなげていきたいこと、②市民活動サポートセンターフェスティバルは、ここ2年、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっておりますが、3年連続で中止にはしたくない、と考えていること、③今年度はオンラインのスキルアップを目的としたセミナーを重点的に行い、セミナーやイベントの参加者を巻き込んで、オンラインでのフェスティバルの開催につながるよう準備を進めていきたいと考えていること、を説明させていただきました。

今回は、市民活動サポートセンター“オンライン”フェスティバルの、具体的な内容について、説明させていただきます。

それでは、資料1の2枚目、真ん中より少し上の、「開催概要」欄をご覧ください。

まず、開催の目的については、市民活動団体のPR、市民活動団体相互の交流や親睦、市民活動への理解・関心を高め、市民活動への市民参加を促進することを目的として開催します。また、オンラインを活用した市民活動の活性化を図るため、オンラインによる開催とします。

開催期間は、令和4年2月28日(月)から3月13日(日)までの2週間とします。ウェブ上に、フェスティバルのホームページを作成し、この2週間の間、いつでもアクセスできるようにします。

また、2週間の開催期間のうち、3月5日(土)と3月6日(日)をメイン開催日とし、交流イベントの様子を配信するなど、開催期間中、特に多くの人にアクセスしていただける日となるよう、工夫をしていきたいと考えています。

次に、フェスティバルの内容について説明します。資料中ほどの図をご覧ください。

こちらの図は、オンラインフェスティバルのホームページの、イメージを表しています。

「団体PR・活動紹介」のコーナーでは、オンラインフェスティバルに参加する市民活動団体自らが作成した、活動紹介動画やチラシを、ウェブ上に掲載します。ウェブ上に、各参加団体の説明文や活動写真を添えて、動画等を掲載し、興味のある所をクリックすると、動画等が視聴できるようにします。

次に、「学びのコーナー」ですが、このコーナーでは、今年度市民活動サポートセンターで開催したセミナーの動画を配信したいと考えています。現在配信中の動画編集講座や、今年9月に開催したショートムービー作成講座などの配信を予定しています。

次に、「オンライン交流カフェ」ですが、3月5日の土曜日に、Z o o mを利用したオンラインでの交流イベント、「オンライン交流カフェ」を開催する予定です。

オンライン交流カフェについては、フェスティバルとは別に、参加希望者を募集する予定です。なお、直接交流カフェに参加しない方も、イベントの内容や雰囲気分かるよう、オンラインでの配信等を行うことを検討しています。

また、「サポートセンターの紹介」ですが、このコーナーでは、市民活動サポートセンターの紹介動画を配信する予定です。市民活動サポートセンターを実際に訪れたことがない方でも、市民活動サポートセンターのイメージを掴んだり、興味を持ってもらえたりするような、紹介動画とする予定です。

さらに、ホームページ画面と同じ内容のチラシのデータを作成し、自由に印刷できるようにします。チラシデータにQRコードを配置し、チラシを見た方が、オンラインフェスティバルのホームページにアクセスしやすいようにする予定です。

運営については、過去のフェスティバルと同様に、参加団体による実行委員会を組織し、市民活動サポートセンターと参加団体とが協働して、オンラインフェスティバルを作り上げていくことを目指してまいります。

参加団体の募集は、本日の運営協議会終了後、速やかに開始する予定です。

今年度は、オンラインという、新たな形でのイベント開催となり、手探りの部分もございますが、この運営協議会でいただいた御意見を、事務局として指定管理者と協議しながら、反映して事業を進めていきたいと考えております。委員の皆様には、ご自身の活動の経験や実情等を踏まえ、フェスティバルの内容についてや、また、こんな工夫があれば参加団体が集まりやすいのではないかなど、御意見をいただければと思います。

私からの説明は以上です。

座 長： オンラインフェスティバルの開催について、事務局から説明がありました。オンラインでの開催は初めてということですが、委員の皆様は活動の経験や活動状況等を踏まえて御意見をいただければ、より良いものにすることができると思いますので、ぜひ御意見をいただければと思います。

井 出： 何でもかんでもオンラインでという方針には疑問を感じます。私たちの団体も、マスコミからZ o o mで取材を受けることはあります。ただ、私たちはこれまでの活動で、例えば紹介コーナーを作って自衛隊の紹介をする、プレゼントを配布する等様々な工夫をしてきたのですが、これをオンラインで行うとなると、新たにホームページを作らなければなりませんので、非常に手間がかかります。これまでの市民活動サポートセンターフェスティバルでは、チラシを配ったり、踊り等のステージ発表があったりと、色々なことを行いました。やはりフェスは人対人で行うのがよいと思います。活動内容によっては、オンラインの方がうまくいくという方もいらっしゃると思いますが、私たちの活動は人対人がいいと思います。

例えば下の広場で何か催し物を開催するなど、年内に陽性者が増えないようであれば、オンラインでの開催はやめて、規模を縮小して、これまで通りの人対人がふれあえる形で開催した方がよいと思います。別の意見の方もいらっしゃると思いますが、私としては、オンライン

のみでの開催というのは賛成しかねます。

事務局： 今年度のフェスティバルについては、前回の運営協議会でもご説明させていただいたとおり、コロナ禍において、市民活動団体のスキルアップ、オンラインの活用という部分を踏まえて1年間取り組んでいくということで検討してまいりました。そうした中で、フェスティバルの参加団体が参加しやすいよう、新たな素材として動画を作っていただく、Zoomの会議に慣れていただく等のオンラインでの活動を支援するセミナーに重点的に取り組み、その総仕上げとしてオンラインフェスティバルを開催したいと考えています。

オンライン交流カフェはディスカッションやグループワークを行っていただくために、限られた人数で開催することを検討しておりますが、交流カフェの様子を配信し、傍聴という形で不特定多数の方にご覧いただけるようなオンラインフェスティバルになればと考えておりますので、御理解いただければと思います。

井 出： 前回の運営協議会開催時は感染者数が増えていましたが、現在は感染者数が減っておりますので、年内に陽性者が増えないようであれば、オンラインでの開催はやめて、規模を縮小して、これまで通りのフェスティバルを開催するのがよいのではないかと思います。オンライン自体に反対しているわけではありません。横浜市ではコロナ禍でフェスティバルが開催できないということで、動画コンテストを開催しております。全国から作品が応募できるので、私も見沼の祇園磐船龍神祭の動画など2点ほど応募しておりますが、この位大規模に開催できるならばいいと思います。動画のみのため開催も容易かと思えます。ただ、この企画のとおり開催するとなると、相当大変ではないかと思えます。以前は感染者数が多かったですが、今は感染者数が減ったのだから、柔軟に実施するのがよいと思えます。企画自体に反対しているわけではありませんが、やはり私たちの団体としては、人対人がよろしいと思えます。

小 島： 私たちの団体はこれまで地域で活動しており、市民活動サポートセンターフェスティバルには参加することができなかったのですが、オンラインでの開催ということであれば、今回はぜひ参加させていただきたいと考えております。私たちの団体は、一昨年マッチングファンド事業として公民館でプログラミング教室を開催し、サポーターの養成等の活動をしてきたのですが、活動が定着してきましたので、ぜひ活動をアピールしたいと考えています。パワーポイントを使って、簡単な絵や写真、テロップを組み合わせて、フリー音源のBGMを付ける、各参加団体がそのような形で動画を作っていければよいのではないかと考えています。

毎年11月に開催している見沼区ふれあいフェアが、コロナの影響で中止となってしまい、活動をアピールする場がなくなって非常に困っています。代替案として、コミュニティセンターや区役所でポスター展を開催していただき、動画で活動に興味を持っていただければ、ポスターもじっくり見ていただけるのではないかという考えから、各団体が作った動画をCDにまとめてポスター展の会場で流す、そのような形でPRを行っております。昨年は動画を作成したのは私たちの団体のみでしたが、今年はコミュニティ課の協力もあり、26団体中17団体が10分程度の動画を作成しました。動画があれば、興味を持ってもらえるのではないかと思います。

市民活動サポートセンターフェスティバルでは、例えば見沼区で行ったような、全て見ると粗品がもらえるスタンプラリーや、先ほど井出委員からお話があった動画コンテストで、いいねの数などのフィードバックの数で競うなど、そういった動画を見ることで何かインセンティブがあるような工夫があればよいと思えます。また、応募した人にもプラスになることがあれ

ばよいと思います。実行委員会はこれから組織するというのですが、工夫次第ではオンラインでも楽しくできる方法はあるのではないかと思います。

ただ、もう一工夫必要ではないかと思う点は、前回の運営協議会でも言いましたが、T w i t t e rを活用した情報が拡散する仕組みづくりです。各団体がT w i t t e rのアカウントを作り、興味がある団体のフォロワーになることで、ピラミッド型に情報が拡散していくようにできるのではないかと思います。T w i t t e rの基本機能のみで対応できるかと思ひます。さいたま市独自のイベントができれば、面白いのではないかと思います。

佐 野： 私たちの団体では、12月1日に交流フェスティバルを開催します。現在、ステージで歌や踊り等の発表を行う団体を募集しているところです。ステージでの発表を動画に撮って、CDに記録して提出すれば、オンラインフェスティバルのホームページに載せていただけるといふことでしょうか。参加者の平均年齢が高いので操作が少々不安ではありますが。

事務局： 動画をCDに記録して提出していただければ対応できます。また、動画を編集する必要がある場合は、パソコンソフト等が必要になりますので、得意な団体の方にご協力いただいたり、市民活動サポートセンターに相談していただいたりしながら、対応させていただきたいと思ひます。先ほど実行委員会を組織しますと説明いたしましたが、オンラインが得意な団体の方にも実行委員になっていただいて、お知恵をいただきながら共に作り上げてまいりたいと思ひますので、よろしくお祈ひします。

佐 野： お話を聞いて、楽しみになってきました。ありがとうございます。

井 出： 実行委員会を組織するというのですが、少しくつい言い方かもしれませんが、どうしても向いている団体と向いていない団体とがあると思ひますし、市民活動サポートセンター側としても運営上の負担が大きいのではないのでしょうか。感染者数の状況が変わったのですから、状況に応じて変えた方がよいのではないかと思います。

小 島： 発表活動であれば、無観客でステージ発表の場を作って、ライブ配信するという方法もあるのではないかと思います。

佐 野： 興味はありますが、方法が分からないものでして。協力していただける方がいれば、というところです。

井 出： 動画でしたら私がお手伝いしてもいいですよ。

座 長： 井出委員がおっしゃられたとおり、本来は可能な限り対面の方が効果的でよいのだと思ひますし、コミュニティの維持には対面が必要です。ただ、仮にまた感染者数が増えて3年連続中止となってしまうのは避けたいとのことですので、今回はオンラインでの開催をお許しいただいて、工夫をしながら絶対に実施するというので、御理解いただきたいということです。私自身も大学の現場で、オンラインのみだと空しいといひますか、また学生からも早く対面で講義してほしいといわれるところですが、現実としてはなかなか対面では対応できないという状況です。今回はオンラインで可能な限り実施していただひいて、次回はコロナが収束すれば対面で実施できるのではないかと思います。

また、動画コンテストは非常に素晴らしいアイデアだと思ひます。よくB級グルメの一番を割りばしの数で決めるようなイベントがありますが、他のイベントのアイデアを参考にするなどして、工夫をして開催していただければと思ひます。

2 議事

(2) 利用者からの意見

座長： 続きまして、次第の「2 (2) 利用者からの意見」について、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局： それでは次第の「2 (2) 利用者からの意見」について、説明させていただきます。
資料2を御覧ください。

資料2は、令和3年6月から8月までの間に、市民活動サポートセンターの窓口等で、利用者からいただいた御意見をまとめたものです。

なお、利用者懇談会については、当初8月中旬に開催する予定でしたが、コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、利用者に広く参加を呼びかける懇談会の開催は中止としたため、今回は利用者懇談会における御意見は掲載しておりません。

資料には、いただいた御意見のうち、施設案内やお礼等を除いた、主なものを記載しております。

本日は、いくつかの御意見をピックアップして説明させていただきます。

資料の1枚目の、下から2つ目ですが、「会員募集のチラシを置いてもらうことはできますか」という問合せが、また一番下ですが、「主にさいたま市内で活動している市民活動団体ですが、団体の活動をより多くの方に利用してもらう為に、QRコードのあるポスターを館内に貼る事はできますか。」という問合せがありました。

市民活動サポートセンターには、市民活動団体が、会員募集やイベント情報等のチラシやポスターを設置できるコーナーがあります。1団体につき5種類まで、チラシの場合は1種類につき100枚まで設置可能としています。

設置にあたっては、設置申込書にご記入いただきます。

設置期間は、最長2か月までですが、設置期間終了までに申込すれば、1か月の更新が可能です。

同じチラシ等を配置できるのは、最長で3か月まで、となりますが、設置期間の終了日から1月経過した後は、再度設置することができます。

より多くの市民活動団体がチラシ等を設置できるよう、ただいま説明した運用をしているところです。

次に、資料2枚目をご覧ください。上から2つ目ですが、8月2日からの緊急事態宣言の発出に伴い、市民活動サポートセンターの開館状況や利用方法に関する問合せが数多く寄せられ、適切な対応を行いました。

9月30日の緊急事態宣言の解除に伴い、市民活動サポートセンターでは、9月30日までは20時としていた閉館時間を、10月1日以降は、21時とし、手指の消毒やマスク着用等の感染症対策については、引き続きご協力をいただくこととしています。

また、下から2番目ですが、「コロナ禍でやむを得ないことと思いますが、印刷作業室の利用が制約されて活動に支障があります。」という御意見がありました。

印刷作業室はスペースが狭く、窓が開かない環境のため、感染症対策として、今年の6月1日から、一度の入室を1団体に限り、多くの団体が利用できるよう、利用時間を1時間までとしていました。

しかし、これまでも、1時間では1度の利用で全ての印刷を終えることができず不便であ

る、という御意見を何度かいただいていることや、印刷作業室が空いている時間帯が多いという状況等を踏まえ、10月1日からは、一度の入室は1団体に限るという部分は変えずに、利用時間を2時間までとすることにしました。

また、9月30日までは、次の団体が利用するまで、30分間は換気・消毒のために間隔を空けることとしていましたが、10月1日からは、換気・消毒は引き続き行うものの、一律に30分間の間隔を設けることはせずに、利用を受け付けることとしました。

コロナウイルス感染症の影響により、先の状況が見通しにくい部分もありますが、引き続き、状況に応じた適切な対応を心掛けるとともに、感染症対策をとりながら、安心して市民活動サポートセンターを利用していただけるよう、努めてまいります。

説明は以上となります。委員の皆様には、今説明した内容以外にも、これらの資料の中で疑問点等がございましたら、御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

座長： ありがとうございます。6月から8月までの間にいただいた意見ということですが、御意見等がありましたら、お願いします。

電話での問合せの件数は多いのですか。

事務局： 電話での問合せ件数はそれほど多くはありませんが、やはり緊急事態宣言の発出、解除等のコロナウイルス感染症関連の報道があった際は、開館状況に関する問合せが増える傾向にあります。ホームページにも情報を記載しているところではありますが、報道があった直後は問合せが増えるという状況です。

座長： 基本的な事項については、よくある質問としてホームページに載せることで、問合せの件数を減らすことができるのではないかと思います。

小島： 区役所とは別に、市民活動サポートセンターにチラシやポスターの掲示コーナーがあるということですが、どの程度活用されているのでしょうか。チラシやポスターを閲覧している方は多いですか。

事務局： チラシやポスター掲示コーナーの利用者数については、統計をとっているわけではないため感覚的な話になってしまいますが、やはり来館者数そのものが減っていますので、チラシを見ている方も以前よりも減っている印象があります。

小島： 見ている方が少ないのであれば、スペースの有効活用という観点からどうかなと思質問しました。必要な方に必要な情報が届くような形にした方がよいのではないかと思います。その地域の情報を知りたいという方が多いかと思しますので、区のコミュニティ課に相談して、区役所にチラシやポスターの配置をお願いした方が有効なのではないでしょうか。季節のイベントのチラシやポスターは、市民活動サポートセンターにあってしかるべきかと思はしますが。

事務局： 以前、逆に市民活動サポートセンターにチラシを置きたいけれども、市民活動サポートセンターは遠いという御意見をいただいたことがあり、10区のコミュニティ課と協議して、区のコミュニティ課で市民活動サポートセンターへのチラシの配置を受け付けていただいて、市役所内の使送便を利用して市民活動サポートセンターに届く仕組みを作ったという経緯がありますが、今回の御意見は逆のパターンのお話だと思います。区役所との連携は必要不可欠でございますので、いただいた御意見についてコミュニティ課と協議させていただければと思います。

三島： 利用者からの意見のその他のところで、「ハザードマップや子育て支援ブック等をください」という御意見があったということですが、私は子育てに関する活動をしているのですが、子育てブックや子育てマップは、さいたま市で発行されているものは10区分全て網羅されている

のでしょうか。

事務局： 区のガイドマップも同様ですが、発行時に各課からいただいたものは全て配置しております。また、子育てマップについては、以前は在庫がなくなった際に、発行元の区で在庫があれば追加でいただいて補充しておりました。

三 島： 子育て情報誌を10区分まとめて配置してある施設はほとんどないため、10区分をまとめて配置していただけるとよいと思います。また、子育てマップについては、1年毎に最新情報を反映したものが発行されるのですが、最新のものをお願いいただくと、パルコに来た親子連れが、市民活動サポートセンターを訪れて子育てに関する情報を入手できてよいのかなと思います。また、子育て支援センターの予定表がまとめて置いてあると、子育て世代の利用率が上がるのではないかと思います。

事務局： チラシ等はイベント、仲間募集等のジャンル別に配置する、子育てに関する情報は、子育て世代の方の目にとまりやすいようプレイルーム付近に配置するなどの工夫をしておりますが、必要な方の手に届くよう、より工夫して配置してまいりたいと思います。

座 長： 子育て世帯を取り込んでいくのは非常に重要なことです。子育て世代の方はお子さんを連れて利用しますので、次の世代に市民活動サポートセンターが認知されて繋がっていくことになり、NPO活動や市民協働が定着していきますので、非常に重要なことだと思います。子育てに関する情報については、ぜひ配置していただきたいと思います。

他にはありませんか。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

3 報告

(1) 実施事業について

座 長： 続いて、報告に移りたいと思います。次第の「3 (1) 実施事業について」、事務局より報告をお願いいたします。

事務局： それでは次第3の報告(1)実施事業について、説明させていただきます。資料3を御覧ください。

まず、「ニュースレター」について説明いたします。令和3年8月3日に、市民活動サポートセンター情報誌「ニュースレター」第1号を発行しました。

ニュースレターは、市民活動サポートセンターの他、区役所、図書館、公民館、コミュニティセンター等に配置しました。また、市民活動サポートセンター内のメールボックスにも投函しました。

今後も、3か月に1度のペースで、ニュースレターを発行し、情報発信に努めてまいります。

次に、資料4をご覧ください。「初歩からはじめる動画編集講座」について報告します。

前回の運営協議会で、この講座では、ビデオカメラを使った動画撮影方法や、パソコンへの動画の取り込み、パソコンを使った動画編集について学ぶことで、市民活動団体の方が、ホームページやSNSなどにおいて動画による情報発信ができるようになることを目的にしていることや、対面方式ではなく、YouTubeの動画配信で行うことを説明させていただきましたが、今回改めて実施後の報告をさせていただきます。

講座は、3本の動画に分けて、7月15日から配信を開始しました。最新の視聴状況をお伝えしますと、本日、令和3年10月8日の9時時点で、第1回が、222回、第2回が149回、第

3回が247回の視聴がありました。

視聴回数に多少のばらつきがあるのは、見たい部分を繰り返し視聴していただいているためではないかと考えています。

事業の成果としては、市民活動団体が動画の作成方法の知識を得て、活動の活性化を図るとともに、3月に開催するオンラインフェスティバルの、動画による参加へつなげることを期待しています。

本講座は、来年の3月末まで、引き続き配信を行う予定です。

動画配信での講座は、その場で講師に質問することはできませんが、自宅等で気軽に受講できる、何度も受講できるというメリットがございますので、今後も講座の内容等に応じて、実施を検討してまいりたいと考えます。

次に、資料5をご覧ください。「スマホで作ろう！簡単ショートムービー作成講座」について説明します。

先ほどの動画編集講座は、パソコンを使った編集について学ぶ講座でしたが、こちらの講座は、スマートフォンを使った動画の撮影、編集、YouTubeへの動画のアップロード方法について学ぶものです。

初心者の方でも、スマートフォンでの動画撮影や編集のコツを学ぶことで、動画を市民活動団体のPRに活用できるようにすることを目的とし、実施しました。

ショートムービー作成講座は、動画配信ではなく、対面方式で実施しました。

アンケートでは、「楽しく、わかりやすい講座で、市民活動サポートセンター職員の対応が親切丁寧だった」等の御意見をいただきました。

一方で、「講座の進行についていけず時間がかかる人と、すぐできて待ち時間が多く発生する人がいたため、作業だけに集中してゆっくり説明する、質問はひとりひとつまでと区切るなどの、進行をより円滑にするための工夫が必要。」等の御意見もいただいたことから、今後の企画に際し、改善策を検討したいと思えます。

市民活動のオンライン化への支援として、初めて実施する内容のセミナーでしたが、定員を上回る応募があり、また参加者の評価も概ね好評であったことから、引き続き市民活動のオンライン化を支援できるような事業を進めてまいりたいと考えます。

次に、資料6をご覧ください。「「コミセンまつり」マッチング事業」について説明します。

この事業は、今年からの新たな取組です。

市民活動団体に、日頃活動している地域外での発表の場を提供することで、多くの方に団体の存在や活動を周知するとともに、分野・地域を越えた交流や親睦を図ることを目的として実施しました。

今回は、美園コミュニティセンターの「コミセンまつり」に、市民活動団体「見沼たんぼくらぶ」が参加し、ブースで写真を使った活動紹介等を行いました。

参加団体からは、「普段活動している場所を離れて活動をPRしたことで、PRの範囲や幅を広げたり、自身の活動を振り返ることができ、活動意欲の向上に繋げることが出来た。また、美園コミセンまつりへの参加団体や来場者の若い世代などとも親睦や交流を図ることが出来た」という御意見がありました。

一方で、「写真展示による活動紹介が中心であったので、ホームページや連絡先などの情報とともに、新規会員募集についても強調して取り組めば、より効果的なものとなったと思われ

るので、次に活かしてまいりたい。」という御意見もありました。

指定管理者の強みでもある、施設の枠を超えたイベントへの参加は、市民活動のPRのために、有効な事業だと思われますので、今後も他のコミュニティセンター等で、引き続き実施してまいります。

次に進みます。以降は、これから実施する事業です。

資料7をご覧ください。「1からわかる助成金・補助金講座」について説明します。

この講座は、助成金や補助金の申請書の書き方や、申請書を審査する側の視点を学ぶことで、助成金や補助金について理解を深め、市民活動団体の活動推進の一助となることを目的として企画したものです。

講座では、助成金・補助金の申請をする際に気を付けることや、申請書に記載する情報を整理するための視点、申請書を書く際のテクニック等について解説します。

次に、資料8をご覧ください。「人が集まる企画とチラシの作り方講座」について説明します。

この講座は、チラシの作成方法等について学ぶことで、市民活動団体の情報発信力を高め、活動の一層の活性化を図ることを目的として企画したものです。

講座では、目を引くチラシを作るためのテクニックや、キャッチコピーの作り方等について解説し、普段の活動に役立てていただく他、市民活動サポートセンターオンラインフェスティバルへの参加にも繋げていきたいと考えています。

市民活動サポートセンターでは、運営協議会でいただいた御意見や、セミナー受講者のアンケート等を参考に、セミナーを企画、実施してまいります。

実施事業についての説明は以上です。

座長： ただ今事務局から実施事業について説明がありましたが、委員の皆様から御質問や御意見等がございますか。

市民活動サポートセンターのニュースレターですが、綺麗で、非常によいと思います。情報の発信は非常に大事ですので、ニュースレターの発行はとてもよいことだと思います。

また、本日は井出委員と佐野委員からも団体のニュースレターをいただいたのですが、井出委員のシルバーeスポーツの活動は非常に楽しそうで、こういう活動があるのかと思いました。先ほど拝見したのですが、井出委員の団体は、ブラジルと韓国のテレビ局から取材を受けたのですか。

井出： はい、ブラジルと韓国のテレビ局から取材を受けました。

座長： シルバーeスポーツは手軽に、体がどんな状態になってもできそうだなと思いました。

また、佐野委員は一步会という団体名で活動しているようですが、歩く活動をされているのでしょうか。

佐野： いえ、歩く活動をしているわけではなく、「何を始めるにも、まずは一步踏み出さなければ始められない」という意味で、活動するきっかけにさせていただけたらという思いで一步会と名付けました。活動としては、朝にラジオ体操をしております。

座長： 情報を発信することは非常に大事だと思います。

市民活動サポートセンターでは、色々な講座を行っていて、充実しているなと思いました。特に人が集まる企画とチラシの作り方講座については、先日この講座のチラシのカラーのデータを拝見したのですが、とても見やすく綺麗で、非常にいいチラシだなと思いました。

- 佐野： 私たちの団体は、もう何年も前にチラシについて小島委員の団体から教えていただいたように思います。
- 座長： 人が集まる企画とチラシのつくり方講座の講師は「講座申込倍率 3.3 倍」とチラシに記載してありますが、詳しい数値が書いてあると、説得力がありますね。
- 高橋： スマホで作ろう！簡単ショートムービー作成講座ですが、情報を見逃してしまいました。できれば、再度開催していただけたらと思います。
- 事務局： こちらの講座は、今回初めて開催した内容ですが、市民活動団体からの需要が高ければ、再度開催することも検討したいと思います。
- 座長： 私の場合は講義にBGMを付けてみたところ、学生からの評判があまり良くなかったということがあり、また選曲も難しいと感じましたが、動画はスマホで手軽に作成できますし、BGMを付ける等もできますので、こういった講座はぜひ実施していただきたいと思います。
- 小島： スマホで作ろう！簡単ショートムービー作成講座では、動画編集ソフトのV L L Oを使って実施したのですね。動画編集ソフトは他にもありますが、講座のテキストが閲覧できるというかなと思いますので、検討していただければと思います。
- 高橋： 私もそう思います。
- 小島： 区のイベントが中止になってしまい、PRの場がないので動画を作っていますが、動画編集講座は非常にいいと思います。以前、イベントの際に各ブースで自分たちでキャッチコピーを作って貼ってもらい、スタンプラリーの参加者に、よかったと思うキャッチコピーのアンケートを取ってみたことがあります、非常に面白かったです。
- 座長： 他に御意見はありますか。
- 三島： 動画を作る時、著作権について分からないことがたくさんあります。音楽を使いたくても、どこまで利用していいのか、誰に質問したらいいのか、どこにお金を払えばいいのかが分からず、動画を作成するハードルが高いように感じます。また、絵本についても使おうとすると、出版社1件1件に問合せをしないといけないなど、対応が難しい。著作権に関する講座があるといいなと思います。
- 井出： 著作権は非常に難しいですね。私も動画を作る際、対応に苦慮しています。
- 高橋： 以前、e公民館で動画を作っているの、参加してほしいと言われて動画を作成しましたが、生の写真を使用してはいけないのでイラストに変えてほしいと言われて、イラストだと本物の写真とは全然違いますので、動画にしづらいいいいますか、非常に厳しいなと思いました。また、動画に音楽を付けようにも、出典を付けているのですが、古い曲であっても、演奏が新しければ演奏の著作権があるのでダメだと言われてしまって、本当に難しいと思います。著作権のセミナーは非常にいいと思います。
- 井出： フリー音源であれば安心して利用できますが、どうしてもこの曲を使いたい、という時がありますから、難しいですね。
- 座長： 講座を企画する際、参考にしていただければと思います。

4 閉会

- 座長： それでは、これで全ての議事と報告が終わりました。最後に、事務局から何か連絡事項はございますか。
- 事務局： はい。それでは事務連絡させていただきます。

まず、本日の会議の会議録ですが、案を作成し、メールまたは郵送にて皆様にお送りさせていただきますので、御発言内容等、確認をお願いいたします。

次回の運営協議会ですが、年度で四半期ごとに開催ということで、12月頃に開催したいと考えております。また日程調整をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

利用者懇談会は、11月頃に開催したいと考えております。こちらも決まり次第御案内できればと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

事務連絡は以上です。

座長： それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。お疲れ様でした。